三　ロープを確保器具、降下器具等にそれぞれ設定し、懸垂点側のロープのゆるみをなくし、確保器具、降下器具等を操作して制動とし、アクセスラインに徐々に体重をかけつつ壁面に移動し、上体をロープに平行に保ち、足は上体に対しておおむね直角になるようにして横一歩に開き、足底を壁面に平らにつけ、目は右足下方の降下路を見ながら制動をゆるめ、壁面を歩いて降下する。

第四節　都市型ロープレスキュー器具による登はん操法

（アクセスラインの設定要領）

第百四十七条　都市型ロープレスキュー器具による登はんのためのアクセスラインの設定要領は、第百四十三条各号に定めるところによる。

（操法実施上の留意事項）

第百四十八条　第四条及び第百三十九条に定めるもののほか、都市型ロープレスキュー器具による登はん操法を実施するときは、確保器具、オートロック式登はん器具（以下「登はん器具」という。）等により二重の安全措置を講ずるとともに、身体の固定状況等を確認しなければならない。

（都市型ロープレスキュー器具による登はんの訓練要領）

第百四十九条　都市型ロープレスキュー器具による登はんを行うには、次の各項に定めるところによる。

２　都市型ロープレスキュー器具による登はんにおける定位は、登はん開始位置のアクセスラインからおおむね一メートル隔てた位置とする。

３　都市型ロープレスキュー器具による登はんを行うには、次の号令及び要領による。

一　指揮者は、「登はん用意」と号令し、登はん員の「準備よし」の合図で「始め」と号令し、登はん員の「到着」の合図で「よし」と指示する。

二　登はん員は、前号の「登はん用意」の号令でロープを確保器具、登はん器具等にそれぞれ設定し、オートロック機能等の点検を実施して、登はん姿勢をとって「準備よし」と合図し、前号の「始め」の号令で登はんを開始し、登はんを完了したとき「到着」と合図し、前号の「よし」の指示でロープを器具からはずして両手でロープを開いてはなし、「ロープよし、終り」と合図する。

（都市型ロープレスキュー器具による登はんの要領）

第百五十条　都市型ロープレスキュー器具による登はんは、次の各号の要領による。

一　登はん員は、墜落制止用器具を着装する。

二　器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。

三　登はん員は、アクセスラインに面し、確保器具、登はん器具等を設定したのち、各器具を活用し登はんする。